

令和 5 年度青森市国民健康保険税の賦課限度額の見直しについて

1 見直しの理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、以下の項目について改正するため、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 条例の改正項目について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（公布日：令和 5 年 6 月 28 日）

■賦課限度額

【改正前：R 4】

- ・基礎課税額：65 万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：20 万円
- ・介護納付金課税額：17 万円

【改正後：R 5】

- ・基礎課税額：65 万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：22 万円
- ・介護納付金課税額：17 万円

○後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を 22 万円（R 4：20 万円）に引き上げた。

※基礎課税額（65 万円）及び介護納付金課税額（17 万円）は据え置き。

○この結果、国民健康保険税の賦課限度額は、104 万円（R 4：102 万円）となった。

(2) 影響額

軽減額等の比較…令和 5 年度当初賦課時の所得状況を基に試算

区分	改正前（R 4） 限度額 20 万円		改正後（R 5） 限度額 22 万円		影響額等	
	超過 世帯数	超過額 (千円)	超過 世帯数	超過額 (千円)	超過 世帯数	超過額 (千円)
	①	②	③	④	①-③	②-④
後期分	285	48,376	231	43,140	54	5,236

令和 5 年度当初賦課時の所得状況で試算すると、

改正前（R 4）の後期分限度額 20 万円を超過している世帯は、285 世帯、

超過額が、4,837 万 6 千円に対し、

改正後（R 5）の後期分限度額 22 万円を超過している世帯は、231 世帯、

超過額が、4,314 万円で、

超過世帯は、54 世帯の減となり、超過額の差額 523 万 6 千円が増収となっている。